

近畿日本ツーリスト健康保険組合

人間ドック等利用規程

昭和47年4月1日施行

平成20年2月8日改正

平成22年7月13日改正

平成23年2月17日改正

平成30年2月13日改正

令和4年10月1日改正

令和6年3月1日改正

(目的)

第1条 近畿日本ツーリスト健康保険組合（以下「組合」という）は、被保険者及び被扶養者の健康づくりや疾病予防を推進することを目的とし、人間ドック等の利用を促進する。

(利用者の資格条件)

第2条 人間ドック等の利用者の資格は、受診日の属する年度（1年度は4月1日から翌年3月31日まで）において満35才以上の年齢に達する被保険者及びその被扶養者とし、前年度の「定期健康診断」または「特定健康診査」を受診した者で、組合が認めたものとする。

- 2 前項にかかわらず、海外駐在等の理由により日本国内で「定期健康診断」「特定健康診査」を前年度に受診できなかった者は、受診資格を満たすこととする。

(人間ドックの種類)

第3条 この規程の人間ドック等とは、以下の内容をいう。

- (1) 名称の如何を問わず、各診療機関が定めた「日帰り人間ドック」、「1泊人間ドック」及びその追加受診項目
- (2) 名称の如何を問わず、各診療機関が定めた「ガンドック」「脳ドック」「PET健診」及びその追加受診項目
- (3) 名称の如何を問わず、市区町村が住民のために実施する「がん検診」
- (4) その他（線虫 N-NOSE:がんの早期発見サービス）

(補助金の支給)

第4条 当組合は、第2条に規定する利用者からの請求に基づき、被保険者に対し次により補助金を支給する。

人間ドック等(市区町村が実施する「がん検診」を除く)については、検診費用の7割を支給する。ただし、当該補助金の上限額は、受診日の属する年度とその前年度との合算において被保険者及び被扶養者それぞれ1人あたり70,000円とする。

- 2 市区町村が実施する「がん検診」については、1 検診項目につき、
検診費用 2, 0 0 0 円を限度として支給する。なお、当該支給額は前項の上限額
に含めないものとする。

(利用の手続き)

第 5 条 利用者は、自ら健診医療機関を選定し、申込予約をしたうえで組合所定の「人間ドック等利用申込書兼補助金申請書」に必要事項を記入し、組合に送付する。

- 2 組合は受診の可否及び指示事項等を記載して利用者本人に返送する。

- 3 受診後、人間ドック等の健診費用領収書及び「人間ドック等利用申込書兼補助金申請書」を組合宛送付する。

(補助金の申請期限)

第 6 条 補助金の申請期限は、人間ドック等を受診した日の属する月の翌月 1 0 日までに、組合に書類が届くようにしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、翌々月の 1 0 日までとする。

(補助金の支給)

第 7 条 組合が期限までに受領した申請に係る補助金は、原則として、その翌月の末日までに事業者経由にて支給する。

付 則

この規程は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。